

平成29年 8 月28日

第 2 回効果的な児童相談行政の推進検討委員会

澁田子ども・若者部長 それでは、定刻になりましたので、第2回効果的な児童相談行政の推進検討委員会を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

本日の推進検討委員会の中身でございますが、各部会の報告等をさせていただきます、終了は20時45分を予定してございますので、よろしくお願いいたします。

本日、松原委員長が急遽御欠席ということで、松原委員長にかわりまして奥山副委員長、申しわけございませんが、御挨拶をお願いいたします。

奥山副委員長 突然なので何も用意をしていなくて申しわけありません。お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。世田谷区で児童相談所をつくるということが佳境に入ってきているかと思えます。私のほうからお願いして、この前、国の検討会が出した「新しい社会的養育ビジョン」という報告書をこちらに入れさせていただいています。大部なので、最初の囲い記事だけを読んでわかった気になっている方がいるんですけども、それではちょっとまずいので、これは本当に皆さんがどきっとするような書き方をした部分なんです。これだけでどきっとしてどうのではなくて、大きな考え方が変わったんだということをぜひ味わっていただくために、長いんですけどもぜひお読みいただきたいと思うんです。

そういう意味で、この新しい考え方をくり上げていく初めての場所が世田谷区になるのではないかなとすら思っています。ですので、既存のものというよりも新しいものをつくるんだということで考えていくべきだろうと思っておりますので、ぜひ読んでいただければと思いますし、きょうも皆さんと一緒に議論をしながら、どうしたら新しい子どもの権利を守る組織をつくっていけるのかということについてぜひ議論したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

澁田子ども・若者部長 ありがとうございます。本日は、保坂区長を初め区の職員が傍聴をしておりますので、御了承いただけたらと思います。

それでは、以降の進行を奥山副委員長をお願いいたします。

奥山副委員長 ありがとうございます。それでは、資料1の名簿をご覧いただきたいと思えます。2回目ですので御紹介は省略させていただきますが、前回、検討委員会にお越しになれなかった方への御紹介ということで、よろしくお願いいたします。

長谷川子ども・若者部副参事 では、事務局のほうから、庁内の検討委員は省略させていただきます、今回初めて御出席いただく委員を御紹介させていただきます。急な御紹

介で恐れ入りますが、東京育成園統括園長の千葉様でございます。

千葉委員 千葉と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

長谷川子ども・若者部副参事 前は代理人の方の御出席で、きょうは園長先生がご出席ということで、ありがとうございます。

欠席の御連絡をいただいているのが、中学校長会代表、太子堂中学校校長の板垣校長、小学校長会代表の鈴木校長、きょうはこのお二方が委員の中で御欠席ということでございます。

委員の御紹介については以上でございます。

奥山副委員長 ありがとうございます。では、部会の検討状況の御報告に入る前に、事務局から資料の説明をお願いします。

長谷川子ども・若者部副参事 子ども・若者部副参事、児童相談所開設推進担当の長谷川でございます。よろしくお願いいたします。

では、資料の確認をさせていただきます。

まず、次第が1枚、こちらに続きまして、資料として4点、資料1から資料4までございます。その他、参考資料1から3といたしまして、ホチキスどめをした資料が3点ございます。次第のほか、全部で合計7点の資料がございます。

冒頭、澁田から御紹介がありましたとおり、本日の会は各部会からの御報告等が中心になってまいります。本日は資料2と資料3を主に使って、各部会からの報告をさせていただきます。

ここで資料を1点御紹介させていただきたいのですが、資料4をご覧いただきたいと思っております。資料4は今後のスケジュールとなっておりますが、一連の検討の流れをこちらでお示しさせていただいております。きょうお話をさせていただくに当たって、あらかじめ全体の流れを確認しておきたいと思っております。

本日は、こちらの資料4、今後のスケジュールの一番上にございます8月28日第2回推進検討委員会でございます。本日は各部会からこれまでの検討状況を報告いただきまして、さらに本日以降、9月から12月の間にまた各部会で検討を行いまして、30年1月の第3回推進検討委員会でも中間報告を行ってまいります。30年1月の中間報告までの間、資料に記載の各部会の検討項目について御検討を行っていただきまして、中間報告で取りまとめたいと考えてございます。

各部会の検討項目はそれぞれボリュームが違ってございますし、検討の進み方ですとか内

容の深め方もまたそれぞれという状況がだんだん出てくるかと思しますので、9月から12月の部会の回数はまた別途、部会ごとに調整をさせていただきたいと思っております。

なお、こういった流れで進めさせていただきまして、最終的には、一番下でございます31年1月の第6回推進検討委員会において最終報告ということで、2カ年にわたる検討という流れになっております。本日はこういった流れの中の第2回検討委員会ということで、各部会の中間の状況確認ということでございますので、その点、御承知おきいただければと思います。

その他の資料につきましては、また御検討いただく中で御紹介をしていきたいと考えてございます。

資料の御説明は以上でございますが、不足等はいかがでしょうか。大丈夫ですか。資料の確認については以上でございます。

奥山副委員長 ありがとうございます。それでは、この間、部会のほうでの検討がそれぞれ1回ずつ行われておりますので、その報告をしていきたいと思っております。

まず私からなるんですけれども、資料3をご覧ください。今回は、児童相談所と一時保護所、子ども家庭支援センターのあり方検討部会なんですけれども、基本的には、児童相談所のあり方と子ども家庭支援センターとの関係性というところが主たる議論だったと思います。児童相談所と子ども家庭支援センターの役割分担についてということなんですけれども、基本的には、まず児童相談所は何箇所必要なんだという話をしました。厚生労働省は、人口50万人に1カ所と決めているので、人口からすれば2カ所ぐらいあってもいい話なんです。例えば、世田谷区より人口が少ない鳥取県とか山梨県でも2カ所以上あるということを考えたら、2カ所あってもいいんじゃないかということはいえるんですけれども、ただ、面積からするとそんなに大きくないので1カ所でもかなりカバーできるのではないかと、かえって1カ所に集中したほうがいろんな機能が持ちやすいのではないかとということで、1カ所が妥当という意見が多かったということでございます。そこに、できればソーシャルワークだけではなくて、治療指導などの通所機能も持たせるような形でやれば、世田谷区としてはかなり重層な児童相談所ができるのではないかとという意見が多かったと思います。ただ、逆に、子ども家庭支援センターに一部児童相談所の機能を持たせてはいかがかという意見も出ておりました。人員配置の面から難しいという事務局の御意見もあったんですけれども、分室のような形で、ある程度、児相の機能を子家センが持つということを考えてもいいのではないかとという意見でした。

それから、どちらかがこのケースを持っています、こちらに引き継ぎますという考え方ではなくて、やはり協働して行うということをメインに考えて、どちらが主担当なのか、でも、主担当じゃない側も当然そのケースにかかわっていくという考え方を持っていたほうがいいだろうということにしています。ただし、その間に責任が曖昧にならないようなやり方が必要だろうということで、ある程度ルールを決める必要があるという意見が出ておりました。

あとは、心理判定を児童相談所が主としてやるということになると、本当にそこでしかできないのか、あるいは、子家センに少し心理士なんかを置いて、心理検査ぐらいはできる形にしたほうがいいのではないかという意見も出ておりました。と言いますのは、ちょっとここには書いていないのですけれども、国の事業として子ども家庭総合支援拠点というところに関して言いますと、心理士を置くような形になっておりますので、子家センがそれに準じるということを考えれば、子家センに心理士を置いて、ある程度、心理的なアセスメントもできるということを考えてもいいのかもしれないということでございました。

この中で一時保護についての意見も多少出たのですけれども、一時保護自体は、十数名の定員があれば、今、都がやっている一時保護の世田谷区部分だけ考えれば、そのぐらいでいいんじゃないかということなんですけれども、もう少しソーシャルワークをきちんとやっていくと絶対一時保護は増えるということを見ると、今の東京都が世田谷区民に対して行っている一時保護だけでは少ないのではないかという意見が出ています。

それから、子ども家庭支援センターの専門性を高めていく必要があるだろうということで、子ども家庭支援センターにはスーパーバイザーを配置する必要があるという意見が出ていました。ただし、研修、その他の機能、能力ということを考えますと、児童相談所のスーパーバイザーの研修以上に、特定妊婦のこととか、地域でなければできないことがあり、児童相談所のスーパーバイザーができれば子ども家庭支援センターのスーパーバイザーができるかという、必ずしもそうではないので、やはりその機能はきちっと持っておかなきゃいけないだろうということが話し合われました。

一時保護や施設退所後の家庭復帰支援計画に関しては、必ずしも児童相談所だけではなくて、子ども家庭支援センターが地域に残された家族というとおかしいのですけれども、分離された後の家族はその地域にいるわけですから、子ども家庭支援センターがかなりかかわって家庭復帰計画を立てていかざるを得ないだろうということもきちっとここに

入れ込むべきであろうということ。それから、施設退所後の家庭復帰支援は施設入所当初から策定すべきというのは、要するに、まず全体を見通してきちっとやるべきですということを行っています。

あと、子ども家庭支援センターのことを議論する中で、どのぐらいの人数がいて、どんなことができ、どんな職種の人がいるというのを本当は知りたいんですけども、これは今調整中ということで、もう少し後の議論とさせていただくことになっております。

長谷川子ども・若者部副参事 補足させてもらっていいですか。

奥山副委員長 どうぞ。

長谷川子ども・若者部副参事 御報告の途中で申しわけございません。事務局のほうからちょっと確認をとらせていただきたいんですが、資料3に沿ってお話をさせてもらったんですが、各部会のほうで検討に使ったものが資料2でございます。資料2をもとにして各部会で検討を行っておりまして、例えば、1枚目をご覧になっていただくと、左から、現状、課題、基本的考え方(部会としての報告)(案)というたたき台が書かれている状況になっております。これをお手元に置いていただいた上で各部会で意見交換をしていただきました。先ほど奥山先生のほうから御報告いただいた資料3の各部会で出された意見というのが、この内容をもとにして交わされた意見でございます。

あと、資料3の検討結果で、「以下について、記載を修正または追記する」と書かれておりますが、これが資料2で書かれている、検討のときに使った報告案の修正をこういうふうにしましょうと、手直しが入った場合については、こういった検討結果としてお示しさせていただいておりますので、お手数ですが資料2と資料3を並べてご覧になっていただくと、資料に基づいて検討した結果というのが、今、御紹介いただいている意見ということでございます。もし修正等があった場合については検討結果ということでお示しさせていただいております。説明の順番が逆になってしまって、申しわけございませんでした。

奥山副委員長 ありがとうございます。

続きまして、通告窓口、相談窓口なんですけれども、いろいろな意見が出ました。知っている方が子ども家庭支援センターに直に電話をする、児童相談所に直に電話をするというのは、それはそれでいいんですけども、やはり区民の立場から言えば、189がありますけれども、どこか1カ所をきちんと覚えていて電話をしてもらえる場所が必要なのではないかという意見を私は言ったつもりなんです。なので、全部が全部、1カ所にするのか。例えば、このケースは子ども家庭支援センターにかかわってほしいからと、しょっち

ゆうやっている仲間から電話があるのを、いや、通告窓口は他ですからと拒否する必要はないと思うんです。ただ、区民からすれば、189とわかりやすい番号を覚えておいて、そこに電話するという先はどうしても必要だろうということが出てくると思いますので、これをどう考えるかなんです。189を含めて、1カ所の窓口があったときに振り分ける能力をどうつけるかということもありますし、どこがやるのか、誰がやるのかというところで、それに関しては今後も議論していくという形になっています。

あと、夜間・休日に関しましては、これはかなり必要なんですけれども、一般的にこれまでの児童相談所は、一時保護所が24時間やっていますので、一時保護所が電話を受けるということが結構多くなされてきています。これを引き続き、世田谷区でもそのような形にするのか、それとも当直体制みたいなものを組むのか。それに関しては今後の検討によりますので、そこも検討していかなければいけないということになっております。

あと、在宅支援で、発生予防から在宅支援までということに関しましては、いろいろな意見が出ておりました。特に、ショートステイの充実はぜひやってほしいということはお出しておりましたし、区だけではなくて、民間との連携も非常に重要だろうということも出ておりました。

それから里親に関しては、どちらかというところと代替養育、社会的養護のほうなんですけれども、ただ、里親さんも一緒に支援の対象というところもおかしいんですけれども、どちらもなんですよね。里親さんは支援する側でもあり、地域の子育ての中の支援対象でもあるという形になるのかなと思っています。

治療指導機能については、一定の機能は持つべきだろうと思います。ここにはないんですけれども、例えば政令市でいえば、横浜市は各児童相談所に1人ずつドクターがいるという形で、かなり機能しています。例えば性的虐待のかかわりはドクターがかなりやっているという部分もあるので、この辺の治療指導機能も十分考えていかなきゃならないだろうということです。ただし、それは自前の区の職員として医師を雇うのか、それともどこかに委託をして、その委託先から医師を派遣してもらうとか、いろんなやり方があると思いますので、必ずしも区で必ず雇わなきゃいけないという形ではなく、いろんな方法を考えてほしいという意見だったと思います。以上でございます。

何か御質問、御意見はございますでしょうか。まだ1回しかこの話をしていないので、かなり中途半端な段階で終わっています。実は、この会までにできたらもう1回やりたいという話だったんですけれども、なかなか日程が調整できず、この先になってしまったの

で、ちょっと中途半端な段階かと思うんですけども、いかがでしょうか。

千葉委員 東京育成園の千葉でございます。今、分科会の御意見をお聞きしまして、大多数は賛成でいいなと思っておりますが、つけ加えていただきたい視点があります。

1つは御意見の中の家庭復帰支援計画の策定ということで、児相と子家センはどうするかということでしたので、この2つが中心になっていくというのは理解いたしますけれども、例えば児童養護施設の場合ですが、現実的には施設がアフターケアを相当やっていますので、この三者が共同でやっていくという視点を加えていただければと考えております。

もう1つは、ここには出ていませんけれども、児童相談所、また子家センの職員の雇い方の問題。今、東京都の児童相談所が運営されていますけれども、常に私たち現場から感じるところは、専門性の問題を非常に多く感じる時があります。要するに、我々としては、今度新しい世田谷の児相が始まるならば、その職員はしっかりと大学等々で社会福祉の勉強を学んできた基礎を持っている人を雇っていただければという気がいたします。他の県もそうなんですけれども、東京都がやっているような、どこかの部から回ってきて、一時期、児相の職員になっているという形ではなく、専門職として児童福祉司が存在してほしい。児童福祉司によって子どもの運命が非常に左右されますので、その専門性と経験の豊かな者を充ててほしい、そういう視点があってほしいという気がいたします。そういうことが非常に感じたことであります。

もう1点は、虐待等の発見の後の通告ですが、189（児童相談所全国共通ダイヤル）は、我々のようによほど専門でやっている人だとわかるんですけども、一般の人はそんなことに全然興味がない。介護保険制度が進むときもそうでしたけれども、あれだけ一生懸命、行政がPRしたのですけれども、いざとなるとほとんどわかっていない人のほうが多かった。これが一般の住民の感じじゃないかと思えます。ということで、何かあったら児相、何かあったらあそこというような、窓口が広い、しかし、その窓口が広くあって集まってくることは、今、奥山委員がおっしゃられた、1つのところで管理するということが有効ではないのかなという気がいたしました。部会のことでは差し出がましいのですが、ちょっとそういう感じを受けましたので、意見だけお願いいたします。

奥山副委員長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

では、全部終わった後でも御意見を受けられると思いますので、次の部会に移りたいと



思います。社会的養護のあり方検討部会に関してですけれども、松原部会長がおられないので、黒田先生、お願いいたします。

黒田委員 社会的養護のあり方検討部会の報告をさせていただきます。

検討項目1は社会的養護についての区の基本的な考え方でありますけれども、奥山先生が座長で出されたビジョンのことです。要するに、現在、都が出している計画と当然ずれがあるし、今後どう考えたらいいんだということが話題になりました。現実的には、1人1人の子どもにとってより望ましい養育環境は何かということで判断していくことになるんだろうということで、より望ましいものが選ばれ、増えて、選ばれないものは淘汰されてということで集約されていくのではないかという意見が出されています。

検討結果としては、どんな体制整備をしていくのか、どういうのが望ましいのかを検討すべきではないかということで、体制整備について別途検討しましょうということで前はまとめられています。

2点目、里親の拡充、支援についてでありますけれども、ファミリーホームについて、東京都は国よりも厳しい認定基準があるので、ぜひやってみたいという方々がやりやすいように条件を見直したり、サポート体制を整える必要があるのではないかと。それから里親と里子の関係もありますけれども、子家セン等での家庭の子育て支援と同じように、里親だけが里子の問題を抱え込まないように周りが協力して、孤立しないようにしていくことが大事だろうと。そういう意味では、学校にも里親についてレクチャーしていただきたい。また、募集等広報についても、できるだけたくさん目に触れるよう周知していく必要があるだろうと。

それから、これまで里親が児相に大変なんですと相談すると、措置権を持っているということで、大変だったら無理をしないでやめておきましょうかみたいな話にされるんじゃないか、それでは子どもを引き上げられてしまうのではないかと不安がついて回って、なかなか気軽に相談できない。結果的に、どうにもならない、こじれ切ったときにやっと相談に行くみたいになることもあると聞いておりますので、もっと相談しやすい体制が必要だろうと。

また、里子がいろいろトラブルを起こすときは、当然、幼稚園や学校から帰ってきた夜間・休日ということになります。そうすると児相は閉庁で、起きたときには対応してくれないで、終わったところに来るみたいな話があるんですけれども、そういう意味では、24時間の対応について施設も含めて何かできないかということが出されています。

また、マッチングにかかわってですけれども、これは両方あって、子どものほうからすると、マッチングして交流が始まったけれども、途中で来なくなっちゃった、期待だけ持たされて来なくなっちゃった。どう説明するかが大変難しいし、子どもも傷ついたりということがあります。里親さんのほうについても、事前に子どもの情報が少なく、後になってわかるということで、いろいろ迷ったり悩んだりもあるので、情報提供をしていただきたいというような、マッチングをめぐる難しい課題が出されていました。

検討のまとめとしては、里親と里子のマッチングをしっかりとやって、交流後の不調をできるだけ減らすための取り組みが大事だろうと。それと、ファミリーホームの認定やサポート体制については、体制整備の項目で、また改めて別途検討するということでまとめました。

それから、社会的養護の体制整備については、子どもに応じた選択肢をとれるように整備をしていく必要があるだろう、そのためにはというのが望ましいか、引き続きの検討課題としていきたいと思いますということになりました。

4点目、退所児童の支援体制についてですけれども、これは児相の部会ともかかわることなんですけれども、施設退所者の7割くらいは家庭復帰をしている。ある意味、社会的自立をする子のほうが少数なんですけれども、家庭に戻った子について、先ほど奥山先生も触れていましたけれども、児童相談所、子ども家庭支援センター、それから施設みんなですっかりと支援をしていけるようなことは大事だろうと。

また、自立援助ホームの取り組みについても説明があったんですけれども、社会的自立をしていく上でも、それぞれの子どもに応じた自立の形、支援の仕方を考えていかなければいけない。また、里親さんから18歳で自立する場合に、施設から自立する子どもに比べて、里子のほうが使える支援メニューが少ない。そういう差をなくしていくことも大事なのではないかとということ。

また、施設退所者で進路選択の場合、制度を十分に理解しないまま就職を勧められて、してしまった方がいる。その意味では、情報格差をなくしていかなければいけないだろうという事例の報告もありました。

今後の検討としては、先ほども触れましたけれども、18歳での自立の支援、それから18歳未満は、多くの場合、家庭復帰ですけれども、社会的自立、家庭復帰についてもどうあるべきか、引き続き検討していきたいということになりました。以上です。

奥山副委員長 ありがとうございます。御質問、御意見はございますでしょうか。私

からいいですか。

1つは、さっきファミリーホームのことが出ていたんですけれども、一応、ファミリーホームに関しては、里親登録をしているということが国では30年度実施となっているので、少なくともそういう形にはなるだろうと思います。意見というか、方向性だと思うんですけれども。

あともう1つ、ビジョンの48ページを見ていただきたいんですけれども、その里親制度の上から3つ目の点に、今言ったファミリーホームのことが出ていますけれども、その一番下のフォスタリング機関事業、フォスタリングエージェンシーのことに、49ページの上のところ、「都道府県は、家庭養育推進計画（フォスタリング機関事業を平成32年度末までに創設して、家庭養育を推進する計画）を作成」しなければいけないという形になっているんですけれども、その大前提として、国のほうは今年度中にプロジェクトチームをつくり出すという形で、まずフォスタリング機関をつくりましょうというのがあります。できれば32年度じゃなく、世田谷区は31年度までには少なくともフォスタリングエージェンシーはつくるべきだろうと思いますし、それをどのような形でやるのかの議論をぜひしていただきたいと思うんです。いわゆるイギリス型のフォスタリングエージェンシーで、NPOなりなんなりがやるのか、それともモッキンバードのような形で里親さんの中のハブをつくっていくのか、そういうことを含めて、少なくともリクルートから自立支援まで、そして研修から里親さんと　もともと里親さんであったり、里親さん同士なんですけれども　チームを組んで養育をしていくというものがないと、児童相談所も全ての里親さんに1対1でやるのかというところもあります。

1つまだ国としても議論が分かれているところは、マッチングはどこがするのか。フォスタリングエージェンシーがマッチングをしたほうがいいのかという意見もあれば、マッチングは児童相談所の責任でやるべきだという意見もあります。どこからどこまでのモデルを全ての県が統一してやらなきゃいけないというわけでもないと思いますので、世田谷区としてはどんな形がいいのか、ぜひ御議論いただくとありがたいと思っているんですけれども。

黒田委員　そこまでまとめるのはすごく難しい。モッキンバードにしる、イギリス型の団体が受ける形にしる、もともになる人というか、担い手をどうするかという課題がどうしても出てきますよね。そういう話は必要だと思いますけれども、私が一番思ったのは、世田谷で誰がやるのかというのがちょっと浮かばない。

奥山副委員長　そうですね。恐らく国として比較的期待していたのが乳児院なんですけれども、世田谷区はないので、それもなかなか難しいかなと。じゃ、NPOでやるかということにもなってくるんでしょうけれども、今井委員は何か御意見がありますか。

今井委員　できたらチームによる養育を強く推していただきたいのは、東京養育家庭の会でも主張しているところでありまして、里親が抱えてしまうのではなく、児童相談所、あるいは相談員、推進員がチームを組んだ形の養育ができたら一番いいのかなと思っております。現在でもそういった環境にはあるんですけれども、なかなか連携がうまくいって行っていない。世田谷区においてやるに当たりましては、そこを改善できるような案が具体的にあると言われてしまうと、私もなかなか言えないんですけれども、そういったチーム養育をさらに深く、世田谷区ではフォスタリング業務という形で、奥山先生もおっしゃられたことの推進をやっていければと思います。具体的なお話ができなくて大変申しわけないんですけれども、それを進めていただけることが我々が一番ありがたいと思います。

千葉委員　私ばかり申しわけありません。里親と施設に配置されております国型の里親支援員との間が、東京都だけなんですけれども、今、非常に難しい状態に陥っております。せっかく配置されているのに、里親支援は一切するなど。そもそも児相に里親支援員がおりますので、それとかぶるとか、いろんなことがありまして、配置はされますけれども、ほとんどできていない。こういうことを世田谷にそのまま持ち込んでほしくないということです。

昭和48年ごろに東京都が行いました、施設が養育家庭センターというものを持ちまして、そこでマッチングからアフターケアまで、いろんなことをやっておりました。全てそれがいいとは限りませんが、その中で非常によかったことは、里親さんに委託をしたら、そのアフターケアをしていく。里親さんと子どもとの間でうまくいかないこともたくさんありますので、そのときはすぐに施設職員が駆けつけて、両者の間の関係性に少し時間をあけてあげるとか。それから、里親さんも長らくやっていると、自分たちで少し休みをとりたいという方がいらっしゃるかもしれない。そういうときには、レスパイトのシステムとして、施設の行事があるときに里親さんのお子さんを全部集めてその行事に連れて行って、里親さんがその間お休みになるということなどをやっていたりして、私はそれなりに大きな成果があったと思うんです。ただ、これが廃止されたのは、里親の数が増えていかなかった。だから養育家庭制度ではだめなんだ、センターではだめだという、

我々としては余り賛成できない意見で、なくなってしまったんですけれども、そのときやっていた施設をどううまく利用するかという点において、踏襲すべきところがたくさんあるんじゃないかと。マッチングまでの権限は横に置いておくとしても、そのアフターケア、それから一緒に考えていく、一緒に歩いていくという点においては大きな力になると思っております。

奥山副委員長 ありがとうございます。施設の力をどう利用するかというのもあると思うんですけれども、もう1つ、今おっしゃったリクルートの点も大きいかと思えます。福岡市でNPOを入れてリクルートをしたら、この2年間ぐらいでかなり進むことができたという実例もあるので、必ずしも1つのNPOが全ての機能を持つとか、全ての施設が機能を全部持つのではなくても、幾つかの機能を集めてもいいのではないかなど。あるいは、ある乳児院がキーアセットから支援を受けて、リクルーターを乳児院の中に置いたんです。そうすると、かなり機能し始めているという話なんです。だから、例えば施設の中にそういうリクルーターを置くことによって、さっきおっしゃった、増えていかないという部分の手当てができるかもしれない。そういう形で、どういうフォスタリングエージェンシーができるのかということ、ぜひ黒田先生の部会で御議論をよろしくお願ひしたいと思うんですけれども。

黒田委員 おっしゃる意味はよくわかります。具体的な提案についても、今、千葉先生がおっしゃっていたことは、自分も知っていることというか、何のことはわかるんです。多分、さっきも言ったんですけれども、現実的には、最後、担い手をどこに確保するか。そこも含めてやらないと、理念だけ語って、じゃ、誰かといって、誰もいませんというのは困るので、その辺を含めて知恵を出せたらと思います。

奥山副委員長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、障害児支援体制のあり方検討部会の報告をお願ひしたいと思います。石渡部会長、お願ひいたします。

石渡委員 障害児支援も1回開きましたが、結論的に言ってしまうと、なかなか児童相談所と障害児支援の関係性というあたりは難しい。資料3の5ページ目に障害児支援の検討報告をまとめていただいています。10年くらい前の児童相談所の統計を見たときは、相談件数のところは障害児相談が第1位という統計数字がよく紹介されていたと思うんですけれども、その後、市町村移譲などが進む中で、区市町村では障害児支援についてはかなりがっちりした体制ができてきましたし、障害児支援と例えば一番厳しい虐待対応とで

は、かかる時間もエネルギーも10倍ぐらい違うんじゃないかという御意見なども聞いたことがありまして、児童相談所と障害児支援というのはなかなかイメージしにくかったというのが正直なところですよ。

そして障害児支援というと、当然、地域で生まれたときから、教育・就学期、それから社会参加しているとき、リタイア期、ライフサイクル全体をどうやってつないでいくかみたいなのが地域の課題として一番大きいところなので、相談のあり方ということが大きなテーマになってくるんですけども、相談体制というところは、世田谷区は群を抜いているという言葉がここにあるんですけども、それぞれの支所を1つのネットワークとして、重層的な相談体制がかっちりできているという評価をいただいていますし、そのあたりはまだまだ検討課題もありますけれども、児童相談所ということの特意識しなくても相談体制はかなり充実している。やっぱり、地域での暮らしをといるときに、家族支援のあり方というあたりが大きな課題であるというのは障害分野の長年の課題になってくると思いますし、ますます地域の暮らしをといるところで、そこに児童相談所との関係性で特別な何かというの、今のところは、これと明らかにし切れないという感じです。

ただ、障害分野では、虐待との関係で、虐待をされている子どもの半数くらいに障害の診断がつくと言うドクターがかなり多くなっていますし、この間も障害児の入所施設に伺いましたところ、8割から9割が虐待児だということで、障害そのものはそう重くなく、いろいろ誤解されやすい、いわゆる発達障害などが虐待を受けやすいということは早くから指摘されていますけれども、児童相談所が来たことで、虐待と障害児の関係性というところにはいろんな進展が期待できるのではないかとあたりは、この間の部会の議論でも少し話題になりました。里子ということで、実際に今井さんなどがかわっている方も発達障害の被虐待児が多いということはよく話題になることですよ、そのあたりのところをどうしていくか。

そして、虐待とか障害という枠組みでなくても、厳しい状況にある家庭、子どもは、複合的な要因が絡んで厳しい状況になっている。虐待の要因分析なんかもそうですけれども、そうなると、ますます家族単位での支援のあり方とか、地域がどう支えていくかということが話題になると思います。障害児と児童相談所の関係を考えたときというのは、新しい流れとか課題の中でどういうふうに児相の役割を整理していただくか、そのあたりが、まだ議論の入り口に入ったくらいのところですよ、課題かなということですよ。

奥山副委員長 ありがとうございます。先生、ちなみに手帳の判定について何か御意

見はありますか。

石渡委員 手帳に関しましては、もう児童のところでは、受給者証というのをもらって  
いけばサービスが受けられますので、手帳を持っていないとその支援が受けられないとい  
うことはないですし、多分、障害児でいろんな福祉サービスを受けている方は、私も川崎  
とか横浜とかの都市部を聞いているだけですけれども、2割ぐらいでしかないんじゃない  
かという数字などを聞きますので、障害児支援は手帳の判定というところにこだわらなく  
ていいのではないかと思います。

奥山副委員長 特別支援学校、そちらのほうで手帳が関係するかなと思うんですけれど  
も。

工藤委員 日々感じているのが幾つかあるんですが、措置でいうと、絶対的に件数が足  
りないというのは痛感しているんです。要するに、母子・父子分離が明らかに必要だとい  
うケースでも、結局戻ってきちゃう。警察に通報があっても何をしてもし戻されちゃうとい  
うのが1個。

奥山副委員長 それは虐待の場合ですか。

工藤委員 虐待のケースです。

それともう1個は、養育困難家庭の話があって、今、ずっとお話をお聞きしていると、  
石渡委員がおっしゃったとおりで、家庭の問題はもちろん非常に重くて、お子さんの障害  
の話が出たんですけれども、実は親の障害のほうが非常に私は重たいとっていて、もう  
医療の世界だよなど。医療との接点を抜きに、何をどうしたってどうにもならないケース  
が非常に多くて、その家庭に子どもを戻しちゃうということをせざるを得ない現状を変え  
られないのであれば、なかなか効果が、いろんな制度を見直してもどうしようもないとい  
うのは痛感しています。いろいろあるんですけれども、本質的に一番申し上げたいことは  
そこです。

奥山副委員長 虐待なりなんなりが起きたときに、分離をしてもすぐ家庭に戻ってしま  
うということですよ。だから、それが多分、今の都の児相が分離して戻すときに、区と  
都のギャップがあるということが結構大きいんじゃないかと思うんです。

工藤委員 絶対にキャパがないからしょうがないと思うんだけど、私もそれはよく  
わかるんです。先ほど来、お話があったように、じゃ、誰が面倒を見れるのとなったとき  
に、受け手がなければ、その担い手がなければ受けられません。もっと重たいケースが  
いっぱいあるんですから。であれば、その根っこのところをどうやるのかというのを、し

っかり制度設計をしないと、どこに何の事務を持ってきてもしようがないと。

あと、冒頭のレビューのところでは話があったのは、相談体制というのは確かに世田谷には5カ所あって、それは非常に機能し、今後とも機能していくべきだろうと思うんですが、母子・父子分離とかの措置に係る部分については、1カ所集中で担当していくべきじゃないかなとは思っています。あと、24時間体制というのは、仕組みの構築の問題なので、それは輪番制をとるとか何とかというのは、どちらかというところ後の議論でもいいのかなと思います。

奥山副委員長 ありがとうございます。ほかに障害のことについて、いかがでしょうか。よろしいですかね。

障害はもともと区のほうにかなりおりていたということがございますので、区の中でやれている部分がかかなり大きいかなというのは確かだろうと思うんですけども、ただ逆に、今、障害児施設にいるお子さんたちが、虐待がものすごく多いというのは、私も聞いています。

石渡委員 措置が9割ぐらいということですよ。

奥山副委員長 ですね。ただ逆に、養護施設に入っているお子さんも結構障害があるお子さんが多いです。だから、両方乗り入れ状態みたいなことがあるので、そういうところも連携しながら、1つの見方で両側をやっていけるといいのかなと思ってお話を伺っていました。ほかに障害に関していかがでしょうか。

では、今のを含めまして、全体について言い忘れたとか、そういえばこんなことがあったというのはございますでしょうか。

石渡委員 今、副委員長が、横浜の場合は児童相談所長も医師で、かなり治療的なこともしているというお話などもされていきました。やはり医療をきちんと位置づけることというのはすごく大事で、横浜の場合は、療育センターというところも所長がみんな医師で、かなり経験を積んで、療育センターは9カ所ありますけれども、医師同士が連携はしていますし、かつ、児相ともしっかりネットワークができていくというところがある。やっぱりお医者さんがしっかり方向性を出していただくと、ほかの専門職の動きが全然変わってくると思っているので、医療抜きにはという声も幾つか上がっていたかと思うんですけども、そのあたりが、世田谷にもいろんなドクターがいらっしゃいますが、私は行政としてそういう立場の方がいるということがすごく大事ではないかなと思ったりします。

奥山副委員長 ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。



今井委員 先ほどのフォスタリング機関のことなんですけれども、千葉先生からもお話があった専門相談員とか推進員さんという方々がいらっしゃる中で、現在、なかなかそこから辺がうまく機能していないということで、我々もそれは強く思っておりまして、我々が里親として相談する際に、一番最初に児童相談所というのが1つ。そのとき、話す相手として親担児福司なのか子担児福司なのかというのがあります。推進員さんと話す機会が多い方は推進員さんと話したりとか、専門相談員さんに話す機会が多い方は専門相談員さんと話したりということで考えていくんですけれども、ある地域によると、専門相談員さんとのパイプが強くて、いろいろと相談に乗ってもらって話を進めていると伺っているんです。あるいは、違う地域ですと、推進員さんとの話し合いが多くとれて、いろいろ相談に乗ってもらっているとか。違う地域では、児相の親担、子担さんとの連携が強くて、そうした話し合いが持てて、いろいろと相談に乗ってもらっているという形で、現時点でそういった方々の支援をいただいている中で、地域によってばらつきが結構あるんです。できればそのコミュニケーションが我々を入れて4者の中でうまくできていけば、そういう機会が増えていく。どういうふうに増やすかというのは、また今後の問題だと思うんですけれども、そういったことの機会が多いと、問題解決がもっとスムーズに行くのではないかと。現時点でもぎくしゃくしたところもあるので、そうしたものをできる限り少なくしてもらえればなと。

あと、先ほどマッチングの件もあったんですけれども、我々里親とすると、里子さんの情報というのが、今、大分偏ったというか、大体のことは教えてもらうんですけれども、詳しいところまでは教えてもらえないということがあったりして。どういう仕方がいいのかわかりませんが、もしそのマッチングの際に、先ほどの親担、子担、推進員さん、専門相談員さん、我々里親を踏まえた形でマッチングの会議があって、我々が出させていただけるのであれば、そういうところにもちょっと顔を出させていただいて、こういう子だけでもどうかという情報を共有できるような施策ができれば、簡単に里親の中で、ああ、そういう子であればこの里親さんがいいよという、逆に里親のほうから提言ができるということもあると思いますので、そういった形で、各児相さんなり、推進員さんなり、専門相談員さんなりとの開かれた関係を持って、いろんな御相談ができればいいかなと思っております。

奥山副委員長 そこは当然のことだろうと思うんですけれども、社会的養育ビジョンの中にも書いてあって、多分、児相の運営指針の改定がこれからありますので、その中に入

っていこうと思うんですけども、施設にしても里親さんにしても、養育プランと児童相談所側の家庭復帰プラン、この両側が1つのものとなって、今言った自立支援計画みたいな言い方になっているんですけども、養育計画と家庭復帰計画というのは明確にきちっと両側が立てて、両側が共有するということがないとうまくいかないんじゃないかというような考え方で、今後、進んでいくと思うんです。

家庭復帰計画に関しては、その地域の家庭のアセスメント、それからどんな形でどこまで頑張って、だめだったらパーマネンシープランとして養親さんのほうに行くという形のパーマネンシープランをまずきちんとかつくるための家庭復帰計画です。そういうものをきちんとかつくるのがまず大前提で、それをちゃんと里親さんなり施設の方々と共有していくということがないとパーマネンシープランは立たないので、そこができなきゃいけない。これは児童相談所側の問題ですけども、今、自立支援計画が里親さんじゃなくて児相を立てることになっている。これもやめましょうと。里親さんのほうにきちんと養育計画を立ててもらわないとまずいでしょうという話になってきていますので、そこは変わっていくと思っています。

実際、今、里親さんのほうに情報を渡していない、これは昔、施設にも渡していなかったときがあって、IQの結果は渡しませんみたいなことがあったんです。知能検査の結果以上に、どんなトラウマを受けてきているのかわからなければ、地雷を踏むわけです。それを踏んだらパニックを起こすわけですから、そういう情報がきちんとかつわってなければ養育はできないと思うんです。そこは、里親さんなり施設の方々と、児相の方はよく連携しながらやっていかなきゃならないですし、そういう意味では、児童相談所が支援と介入の部分だけじゃなく、もう1つは家庭復帰計画を立てるといいますか、代替養育担当者みたいな人がいないと本当はだめなんだろうなということが国の会議でかなり語られていました。ですから、その方向は考えていかなければいけないと思っています。そういう人員をつけてねというのは一応後ろのほうに書いてあります。国の計画の中で、そうすると国のほうは財源があったらねみたいな話になって、だから財源を早く見つけてやるみたいな書き方にはなっていますけれども、そういう話が出ていました。

千葉委員 非常に重要な質問だと思うんですけども、例えば、我々施設を運営する立場としては、措置制度の費用がどのように分担されるかというのが運営の中では非常に大きいんですが、それが全く見えない。今は東京都から全部一括で来ますので、大体の運営計画は立てられるんですけども、これが世田谷のお子さんを預かった場合、どうなって

いくんでしょうかとか、そういうところは今後詰めていくことだろうと思うんですけども、措置権者はどこかという基本的なことから、措置権者が費用を払うのか、一応決まっているんだと思いますけれども、それもみんな世田谷が全部背負えるんでしょうか。私はよく財源を知らないものですから、多分、世田谷はお金持ちだからできるのかもしれないが、そういったことの東京都との話し合いがどうなっていくのかなというのが、もう整理されたのか、まだ途中なのか。そこをちょっと教えていただければと思うんですけども。

黒田委員 私が答えるのも変なんですけれども、区の話と東京都との話を両方行ったり来たりして聞いているので。お金についてはこれからです。要するに、国の制度も都の制度も、条件を整えたら加算しますよという形の加算事業がものすごく増えちゃっていますから、結局施設によって全部違うことになっちゃうんです。それを子ども1人あたりに割り返すと、施設によって子どもについてくるお金が全部違っちゃうというのもあって、それを1つ1つどう精算するんだということになると、ものすごく面倒くさいことになると千葉先生が……。それで、東京都と23区に児相をつくった場合の精算の仕方についてはこれから議論で。ただ、あらあら一番手っ取り早いのは、東京都が今まで払っている金を全部定員で割って12で割れば1人当たりの1カ月の単価になるとか、そういうのをやらなかったら、施設によって一人一人全部ばらして精算をしていたら、とてもじゃないけれどもできないんじゃないのと私は冷やかして言っているんですけども、そんな感じです。

千葉委員 施設は競争原理で、要するに、一生懸命いろんなサービスをやっていく。そういう中で、これは社会福祉全体が競争原理の中に組み込まれていますので、措置制度だけはなかなかその競争原理が働きにくいんですけども、だとしても、少しはそうした特色のある施設の運営というのが求められてきたんです。そのことによって財政も加算されたりするわけなんです。それが、今、黒田先生が話されたことなんですけれども、世田谷はその辺の保障があるのかどうか。

奥山副委員長 これはもう事務局にお願いしなきゃならないんですけども、ほかの県に比べて東京都はやっぱり加算が多いですね。ですから、その辺もちゃんと引き継いでほしいというのがあると思うんですけども、いかがでしょうか。

長谷川子ども・若者部副参事 事務局からのお答えになりますけれども、当然、世田谷区だけではなくて、どの区も共通する問題ですし、必ずこのお話をするとき、さあ、どうするのというのはみんな共通の課題になっております。ついては、今、こういった課題

を特別区23区が集まって検討する場を設けておりまして、その中で、例えば各区で解決できるものと、みんなで考えていかなければいけない共通のルールをつくらなきゃいけないものと、いろいろ区分がございまして、その仕分けの中で、まさにお話があった点は、みんなで考えていかないと、各区でどうにかできる話じゃないということです。ただ、そのときに大事になってくるのは、東京都も一緒にその話に入ってもらわないといけないということになっているんですが、ただ、まずお話をするにしても、特別区側としての案、こういうやり方があるんじゃないのという話し合いをさせていただいています。いただいたお話のそういった視点は必ず必要だという認識は各区とも共通で持っておりますので、何かしらいい方法は考えていきたいと思っております。

したがって、きょうの段階でこうですというのは、まだ言える状況ではないんですけれども、見えてきましたら、当然、施設側の皆さんにも御意見等を聞かなきゃいけないと思いますので、そういった機会にお話を聞かせていただくということでやらせていただきたいと思いますと思っております。一応、きょうはそんなところでございます。

奥山副委員長 庁内の方々も何か御意見、御質問がある方はおられますでしょうか。せっかくですので、どなたでも。

今井委員 個人的に各部会に出させていただいたものですから、その感想があります。私たちは子どもを直接受けていて、あるいは施設の方も直接子どもを受けていて、いろいろと今までの体制においてなかなかうまくいっていないところ、また、うまくいっている点もあると思うんですけれども、障害児支援体制のあり方検討部会に出させていただいたときの私の発言がこの中にも入っているんですけれども、今まででしたら、先ほど私がちょっと話したように、各児相なり、推進員なり、専門相談員に相談を持ちかけていて、なかなか解決できなかったことというので、こういった精神的な問題が結構あるわけなんです。世田谷の日だまりの会でもそういったこともそれぞれあって、具体的に言えば、3家庭ほどそういった家庭があって、それぞれにどういうふうにしようかということをして里親間で話をしたりするんですけれども、そうすると、今までどおり、先ほど言ったように、一番最初に相談するのは児相なんですけれども、そういうところで、行った話がなかなか返ってこないとか、具体的にどうしたらいいかという答えが得られなくて困ってしまったということがありました。今回、このように1つ児童相談所の中に一時保護なり障害者なり、社会的養護を保つ中のそういった機関が1つになることによって、今まで遠い存在だったものがすごく近くなる。円卓を囲めばみんな集まれるという状況になるものですか

ら、そういう中でいろいろな各問題をそこで出し合って、各関係の方々に御相談を申し上げて、すぐに専門家の答えが得られるという機会がいろいろ増えるということは、我々、子どもを預かっていて非常にありがたいことですし、この世田谷区が児相をつくることによって、今まで線を引かれていた垣根のところ、児相は都、行政は区という意味ではなく、それが全て世田谷区の中でお話し合いができるということで、非常にスピーディーに物事が進むんじゃないかということを考えております。そうした情報の伝達と円卓的な会議ができる施設をぜひとも進めていってほしいと思っております。

奥山副委員長 ありがとうございます。それが1つの区の中でできるという大きい点じゃないかと思うんですけれども、ほかにいかがでしょうか。

千葉委員 もう1つだけ教えていただきたいんですけれども、一時保護機能の方向性はもう出たんでしょうか。いろいろお困りになっていたような気がするんですけれども、世田谷区としてはどういう方向性を持っているのか。まだできていないのならできていないで構いません。

長谷川子ども・若者部副参事 まず、一時保護の機能というのがどんな形であるにせよ、児童相談所ができたときのケースワークに必要な機能だということは認識をしております。ただ、あとは場所を選ぶ。かつ、この間、児童相談所が東京都からの移管なのか、各区自分たちが勝手に設置するのかという問題もいろいろ背景にあるんですけれども、いずれにしても世田谷区としては、一時保護の機能というのは当然必要だろうと考えておりますし、児童相談所が開設したときに十分な機能を持つということは、当然必要だと。そこは目標に置いて考えております。ただ、その具体的な場所等については、そういう施設なのか、ほかの保護の方法をとるのかということについてはまだ内部でも検討しておりますので、また御紹介、御説明できる状況になりましたら、御説明したいと思います。あと、いざ一時保護所をつくるようになった場合の機能、どんな機能を持つのかということについては、皆様の御意見をぜひお聞きしたいと思っております。そのときにお知恵をいただければと思っております。

千葉委員 一時保護機能は持つという方向性で、その運営については、民間ではなく区でやるということの方向性ですね。

長谷川子ども・若者部副参事 一時保護委託という意味か、一時保護所そのものの委託という意味なのか、いろいろな意味もあるかと思うんですけれども、やはり一時保護をするときにもいろいろな選択肢があるというのが大事なんだろうと思っています。保護所を

持って、保護所の中できちんとお子様の安全ですとか行動観察ができるというのは1つの大事な機能だと思いますし、お子様の状況によっては、また違う里親さんですとか施設のほうで一時保護をしたほうが良いようなケースもあるかと思うので、その選択肢のバリエーションをいろいろたくさん持ちたい。数を持ちたいというのももちろんありますし、そういったバリエーションを持ちたいということは考えているところでございます。なので、ただ全てを委託だとか全て自前とかではなく、そういういろんな方法を考えております。

奥山副委員長 何か千葉先生のほうからアイデアはありますか。

千葉委員 一時保護ですか。世田谷がどういう考え方を持つかによって考えようかなと。

奥山副委員長 少なくとも今までも少し話してきた中で言えば、子どもの権利ということとを十分考えた一時保護にしたいということは大前提ですよね。やはり子どもの自由を奪ったまま何カ月もということはまずいだろうと考えてはいると思います。ぜひ千葉先生のところも委託を受けていただけるように……。

千葉委員 東京都からもう何人が受けてますよ。

奥山副委員長 一時保護に関しても相当考え方を変えていかなきゃならない時代に来ているんだろうと思いますので、保護とアセスメントをどう組み合わせるのか。もう1つ、世田谷区の場合に考えなきゃいけないのは、乳幼児の一時保護をどうしたらいいのかというのが難しい。乳児院がないので、そこも考えていかなきゃならないと思うんです。

千葉委員 前はあったんですけどもね。

奥山副委員長 はい、知っています。母子保健院ですよ。なくなってしまったので。ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、今、御意見をいただいたものは、それぞれの部会で参考にさせていただきながらもう一度議論していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

では続きまして、参考資料についての御説明をお願いしたいと思います。

長谷川子ども・若者部副参事 では、事務局より、この後、参考資料の御説明と事務連絡等をさせていただきたいと思っております。

まず、参考資料1の内容について御説明させていただきたいと思います。「世田谷区が目指す児童相談行政の姿」と書いて、とじてあるものがございます。冒頭で申し上げました30年1月のときに、検討委員会の内容の中間報告を取りまとめたと考えておりまし

て、この資料がそのときの取りまとめのイメージのたたき台としてこちらでつくったものでございます。このイメージというのが、検討委員会からの意見を御提言として取りまとめるとこのような形になるだろうということを、これまでの議論の内容などを拝見しながらまとめさせていただいたものでございます。ただ内容は、もちろんきょうのこの場での御議論もそうですし、9月から12月の間の部会の検討の御議論の内容も反映していかなければならない、かつ報告書としての体裁を整えていく必要がございます。ただ、今の時点でこれをお示しさせていただいているのは、皆様の御議論等がどのような形で最終的にまとめられるかというのをイメージしていただくため、参考としてお配りさせていただいたものです。したがって、これは事務局のたたき台の試案ということになっておりますことを御了解いただければと思っております。

これから9月から12月の間で部会を行いますけれども、引き続き検討項目について御検討いただくとともに、この報告の内容についても御議論をぜひいただきたいと思っております。めくっていただくと、全ての項目を私どものほうでも御議論を待たないと思えない部分とかもいろいろありますし、イメージ自体も皆様が思い描いているイメージとして、こういう形でいいのかなというのは実際に御意見を聞かなければならないということもありますが、御意見を総論まとめるとこういうことだろうなということをつくっておりますので、それを具体的に部会の際にもご覧いただいて、御意見等をいただければと思っております。本日はそこまで至りませんが、参考としてお配りをしております。

なお、このイメージの内容を申し上げますと、まず本文のイメージが7ページ以降、これまで御検討の内容を先ほどの資料3で御報告いただきましたけれども、それらを全て、現状からこういった課題があって、最終的にはこうすべきだというストーリーをまとめるとこういった形になるであろうというのを記載しております。ただ、1つ1つの文言をもう1度見ていただきたいと考えておりますが、この後の部会やきょうの内容も踏まえて手を入れていかなければいけないので、まだイメージということで、今の時点では、一言一句、修正をこの場で御議論いただくということではございません。

そうした本文の内容を図で示したものが3ページから6ページ。まず、この資料の3ページのところで言いますと、全体のイメージとして、世田谷区に児童相談所が来ることによってこういったものを目指しますよという大きな姿。そして、4ページ以降は、それぞれ目指す内容のイメージというか、どういったものを実現していくべきかという、皆様の御提言の内容をまとめていくと、別紙2以降のイメージになるのではないかと。4ページ

にある別紙2というのが、これまでの御議論等を踏まえていくと、やはり虐待の連鎖を断ち切っていく予防型にシフトしていくというのが大きな方向だろうと。そのための体制づくりですとか、いろいろな手法の検討ということになるかということで、こういったイメージを1つつくらせていただいております。

5ページの別紙3でございますけれども、これは、現状、都の児童相談所と子ども家庭支援センターがそれぞれ運営しているのを、今後、区に児童相談所が移管されることによって、どのように一元的な対応をしていくかというイメージ。

6ページの別紙4は、一時保護も含めた、一時保護と社会的養護の受け皿の拡充によって、区に移管されることによってどのように拡充されて、どのような効果が考えられるか。また、それに当たってはこういったことを主眼に置いて取り組んでいくかということ表現していきたいと考えております。

おおむねこういったことがこれまで御議論いただいて見えてきたことかなという事務局の解釈でございます。これらを今後、来年1月の報告の際にまとめていきたいと考えております。そしてそれらを全て総括すると、この参考資料の一番最初のページとして、いわばキャッチフレーズのようなもの、世田谷区としてはこうしていきますというものをまとめていきたい、そんなイメージで考えております。

本日は、この後の取りまとめのイメージ等も御議論いただくに当たって、先に、今後どういうふうはこの御議論を進めていって最終的にまとめるかということをお配りしたものでございます。

資料の説明については以上でございます。

奥山副委員長 ありがとうございます。今の資料について、何か。中身はこれからだそうですね、構造的なもので御意見はございますでしょうか。いろいろ細かく見ると御意見が出てくるんじゃないかと思うんですね。

黒田委員 大枠の話でしょう。細かいことを言ったら切りがないよ。

奥山副委員長 私から事務局にですけれども、資料4で先ほど御説明いただきました今後のスケジュールでこれをつくっていくと思うんですね、9月から12月に各部会各1回でまとまりますか。

長谷川子ども・若者部副参事 今、私どもの想定では、この9月から12月の間は、早い時期に各部会で必ず1回は行いたいと思っております。そこでこの後、この議論の深め方ですとか、今回の資料も含めて、やり方としては部会としてまとまってやるのもあれば、



ワーキングのような形で部会の中で細かく作業部会を設けるというやり方もあると思うので、そういったことを御相談させていただきたいと思っております。基本は各1回と書いておりますけれども、早いうちに設定をさせていただきまして、この9月から12月の間でワーキングのやり方ですとか、複数の会を設けるということで仕上げていきたいと考えております。なので、この回数ですとか進め方については、改めて各部会の検討の進捗にもよりますので、御相談させてもらえたらと思っております。

奥山副委員長 ということですので、1回だけ来ればいいというものではないと思っております。ほかにいかがでしょうか。

では、ほかの参考資料について御説明いただけますか。

長谷川子ども・若者部副参事 引き続き、参考資料の続きを御説明させていただきたいと思っております。

参考資料2、この日付が29年7月27日となっておりますけれども、「総合福祉センター後利用の検討状況について」となっております。こちらは、これまで児童相談所の整備に向けて区役所の内部における検討をしております。この検討状況をまとめた報告の内容となっております。この背景も含めて御説明をさせていただきたいと思っております。

1番の主旨でございますけれども、小田急線の梅ヶ丘駅が最寄りでございます区立総合福祉センターは、障害者の支援施設として運営してまいりましたが、すぐ隣で整備中の梅ヶ丘病院跡の新たな施設に機能や業務を移行いたしまして、平成30年度末をもって区立総合福祉センターの現在の機能は廃止することとなっております。この総合福祉センターの後の施設 後利用という言い方をしておりますけれども、こちらのほうに児童虐待防止と児童に関するさまざまな相談への対応、あと、子ども・子育て支援を一体的に推進する複合施設として、平成32年4月以降、早期の開設を目指す児童相談所と、子育てステーション梅丘等で活用するという方向で、この間、検討を進めてきたところでございます。

3番の主な施設機能をご覧いただきたいのですが、まず児童相談所は、3階建ての建物のうち、2階と3階部分、約1,000平米程度のスペースとなりますが、ここで児童相談所の整備を想定しております。

今後の施設機能の検討についてでございますが、まさにこちら、皆様、外部有識者等で構成する検討委員会での検討状況等を踏まえながら、施設機能の整理、先ほど話題になりましたけれども、例えば治療指導ですとか、そういった機能をどこまで持つかですとかも含めて、機能の整理を行いまして、来年の1月に中間報告を予定しておりますけれども

も、そうしたものも含めまして、いただいた御意見等を踏まえて、その内容を精査、整理をさせていただいて、設計のほうに反映していきたいと考えてございます。

(2)は、参考までにこちらに併設となります子育てステーションの施設の概要についてでございますけれども、現在、この子育てステーション梅丘は既に設置された施設でございます、梅ヶ丘駅のすぐ脇の高架下でございます。こちらは現在、区が小田急から借り上げた施設でありますので、至近の総合福祉センターの整備にあわせて、こちらの総合福祉センターに移転するというところで考えております。

子育てステーションは、おでかけひろば、ほっとステイ、発達相談、保育の4つの機能を持っておりまして、これらの機能を建物の1階に整備いたします。

(3)その他の施設についてでございますが、2段落目でございますが、この施設には、1階から3階までのほか、地下がございますけれども、障害者(児)等の身体活動能力を高める事業ですとか、交流レクリエーションに活用される水治療法室及び共同会議室等を整備いたします。ちなみに、地下1階は現在も水治療法室がありまして、そこは引き続き残るという形でございます。これらその他の施設につきましては資料に記載のとおりでございます。

4番に各階の配置イメージ。ここまで御説明させていただいた各施設の配置のイメージとなっております。

5番の今後の予定にありますとおり、今後、検討を進めてまいりまして、平成32年度の早期の児童相談所開設を目指してまいります。この児童相談所の設置については、こちらの総合福祉センターのほうで、私どもとしては確定をさせていただきまして、その内容、施設のレイアウト、中のレイアウトですとか機能については、皆様の御意見等を反映していきたいということでございます。

参考資料2の御説明については以上でございます。

奥山副委員長 児相が入る場所ということですかね。いかがでしょうか。何か御意見はありますでしょうか。保育園と児童相談所が一緒のところにあっていいのかみたいな意見が前はちょっと出たりもしていましたが。

長谷川子ども・若者部副参事 ちょっと補足なんですけど、さっきも話題に出たんですけども、一時保護所については児童相談所と併設になっているところがほかの都道府県ではあったりするんですけども、世田谷区の場合は、児童相談所については総合福祉センターで、一時保護所についてはまた別の場所ということを考えております。申しおくれま

したが、そのように考えております。

奥山副委員長 ありがとうございます。どちらかというところ、子どもの相談、いろいろな相談から児童相談所までという形で1つのところに入るというイメージなんですけれども、いかがでしょうか。何か御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

長谷川子ども・若者部副参事 では続けて、参考資料3の新しい社会的養育ビジョンで  
ございます。

奥山副委員長 養育。

長谷川子ども・若者部副参事 養育ビジョンですね。失礼しました。先ほどもページを  
めくってご覧いただいたと思いますけれども、ちょっとこの概略を改めて確認させていた  
だきたいと思います。

新しい社会的養育ビジョンでございますが、平成28年度の児童福祉法の改正で、家庭養  
育優先の理念を規定するとか、特別養子縁組による永続的解決、あとは里親による養育を  
推進すること。こういったことを法改正で明確にされておりまして、それを具体化するた  
めに、平成29年8月2日、つい先日でございますが、「新しい社会的養育ビジョン」が取  
りまとめられ、報告されたということでございます。

奥山副委員長 済みません。ちょっと違うので……。

長谷川子ども・若者部副参事 失礼しました。どの部分が。

奥山副委員長 社会的養育という言葉を使っているのは、先ほどお間違えになった社会  
的養護のことだけではないんです。社会で子どもを育てることをどう考えるかということ  
なので、保育園のことも一応いろいろあります。でも、子ども家庭支援をどうしていくの  
か。一番大きいところは、子ども家庭支援の中心は、市区町村ですよということを明確に  
したということですし、市区町村での子ども家庭支援を手厚く重層化していきましょ  
うということが一番大きな主眼だったと思うんです。それに対して、じゃ、児童相談所の機能  
をどう強化していくのか。それから社会的養育をどうするのか。昨年度の児童福祉法改正  
の一番の目玉は子どもの権利ですので、全て子どもの権利をベースにして考えましょ  
う。ですから、これを出した検討会でも、全て子ども目線で考えましょ  
うというのが一番  
のみんなの目的でしたので、そういう意味で、まず児童福祉法改正の権利の問題、そして  
家庭養育の原則も、結局子どもの権利としての家庭養育の原則ということで語られてきま  
した。何しろ、地域支援を充実するということですので、社会的養護という言葉も、措置  
を使っ  
ての地域にいるお子さんたち、つまり家庭にいるお子さんたち、実家庭にいるお子

さんたちでも、措置として、27条1項2号で措置をされて支援を受ける方は社会的養護と考えるという考え方になっています。ですから、私がさっきから代替養育という言い方をしているのは、オルタナティブケアは代替養育ということで言葉を使っていこうと。社会的養護は在宅での社会的養護もあり得るだろうという考え方に少し変えているということがあります。そんなことも含めて全体像なので、代替養育のことばかり言っているわけではないので。何かそこだけが目立っているみたいなんですけれども。

長谷川子ども・若者部副参事 済みません。子どもの権利の主体というのが原稿にはちゃんと書いてあったんですけれども、ちょっと時間が気になって、先走ってしまって申しわけございませんでした。

まさに今御指摘のとおり、子どもが権利の主体であることを明確にしまして、あと、家庭への養育支援から代替養育までの社会的養育の充実などが、先ほどの児童福祉法の28年の改正の中ではうたわれてございます。養子縁組ですとかそっちのほうばかり強調してしまいまして、失礼いたしました。

今、お配りさせていただいた主旨といたしましては、このビジョンは今後の国の政策の指針となりまして、今後、具体的な施策がこれに肉づけされて示されていくことと思われまます。この検討委員会と各部会においての検討の際には、当然このビジョンの内容というのは意識した上で、方向性を確認しながら御議論いただく必要があるかと。この間も各部会の報告の中で触れられているとおり、そういった位置づけのものとなっておりますので、きょうは参考にお配りさせていただいた次第でございます。

奥山副委員長 ありがとうございます。途中で割り込みまして済みません。御意見、御質問はありますでしょうか。

実は一場先生から資料を提出していただいていたんですけれども、全体で議論するより、一旦部会のほうでもんでからまた出させていただくということでよろしいでしょうか。

大体時間どおりに進めさせていただいて、本当に皆様の御協力のもとだと思います。ありがとうございます。では、事務局のほうにお返ししたいと思います。

長谷川子ども・若者部副参事 それでは、先ほど資料4で日程のお話をさせていただきましたけれども、9月から12月の間の早い時期に各部会の設定をさせていただきたいと考えておりまして、現在、こちら事務局のほうで、会場ですとか候補日の調整をしております、早いうちに皆様に御提示をさせていただきまして、設定をさせていただきたいと考

えております。その上で、30年1月の中間報告に向けて、各部会の進め方等も含めて、この部会の中で御検討、御議論いただければと考えております。なので、直近のスケジュールといたしましては、こちらのほうから部会のスケジュールの調整をさせていただくということでございます。

以上でございます。

奥山副委員長 突然松原先生がおられなくて、急にやらせていただいて、至らない点多かったと思いますけれども、皆様の御協力で有意義な議論ができたと思います。どうもありがとうございました。